

第3回 福井県老人福祉・介護保険事業支援計画策定懇話会 次 第

日時：平成26年10月31日（金）

13:30～16:00

場所：福井市地域交流プラザ 研修室607

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 第6期計画における主な検討課題について

論点1 介護人材の確保・育成（第1回懇話会の補足）・・・資料1

論点2 超高齢社会、人口減少社会への対応・・・資料2

(2) 懇話会意見取りまとめ（案）について・・・資料3

4 閉会

- 【資料】 資料1 論点1 介護人材の確保・育成
資料2 論点2 超高齢社会、人口減少社会への対応
資料3 懇話会意見とりまとめ（案）

- 参考資料1 介護人材確保対策について（H26.7.28 全国介護保険担当課長会議資料）
参考資料2 論点2（1）超高齢社会の経済の活性化関連資料
参考資料3 論点2（2）高齢者等の地方移住の促進
参考資料4 第1回懇話会の主な意見
参考資料5 第2回懇話会の主な意見
参考資料6 計画の方向性（H26.9.25 厚生常任委員会説明資料）

第3回 福井県老人福祉・介護保険事業支援計画策定懇話会 議事概要

1. 開催日時 平成26年10月31日(金) 13:30~16:00
2. 場所 福井市地域交流プラザ 研修室607
3. 出席委員 池端(座長)、荒木、大谷、奥西、黒田、小山、坂野、松井、松村
(欠席 遠藤、辻)
4. 主な意見

(1) 介護人材の確保・育成

- ①学生時代に介護の職場体験をしている学生の応募者は真面目で質が良い人材が多い。小中高校生に対する福祉・介護教育を充実する必要がある。
- ②介護職の絶対数を増やすには入職後の教育体制が重要である。人材育成に積極的な事業者には「バッジ」を付けるなど、評価することで好循環が生まれるのではないかと。
- ③事業所の認証制度を行う場合には、受審が難しい小規模事業者への配慮が必要である。また、既存の第三者サービス評価事業の活用も検討すべきである。
- ④看護師やリハ職員は、病院等で臨床を経験した後に介護の現場に就くのが一般的であるが、新卒時から介護事業所で採用し、病院等の協力を得て、臨床研修を行える体制があると良い。
- ⑤県外人材の確保のために、NPO法人「ふるさと回帰支援センター」に職員を配置している県があり、参考になるのではないかと。
- ⑥県等が行うケア・マネージャーに対する研修は充実しているが、現場の介護スタッフに対する研修は少ない。介護スタッフが受講できる無料の研修があると良い。
- ⑦介護職確保に有効な手段はないのが現状だが、絶対数を増やす必要性は高く、あらゆる吸引法を考えて、総合的に何でもやる必要がある。
- ⑧質の高い人材を大量に養成するのは無理であり、資格要件を下げてハードルを低くする必要がある。今いる人や入職後のスキルアップで資格・専門性を身に付けていくことが必要である。(小山)
- ⑨研修費の負担を低減するだけでなく、県がひな形を提示し、市町による研修派遣に伴う代替職員の給与負担に対する支援も検討すべきである。
- ⑩介護職員・看護職員の確保のためには、夜勤手当・待機手当の充実を図ることも必要である。

(2) 超高齢社会・人口減少社会への対応

- ①がん治療などの医療の充実、特養等の施設が充実しておりスタッフの質も高い、地域ケア会議が充実している、長寿県であるなど、「福井県は医療・介護が充実していて『老後も安心』」といった福井県の良さ・メリットのPR・イメージ戦略が必要。
- ②交通の問題など基盤整備を進め「街の魅力を上げる」ことが必要。特に、高齢者にやさしい「ボランティアな送迎システム」の構築が必要である。

③福井県は他県高齢者に対し自慢できる高齢者にとって住みやすい良い県である。

④福井県は18～24歳の人口流出が多い。週3日は介護施設等で働き、残り2日は、しめ縄づくりや特産品の加工など地域の季節単位の仕事を行うなど、新しい就業スタイル・多様な働き方を提案、支援してはどうか。

(3) 懇話会意見とりまとめ ※以下、追加意見のみ記載

＜計画全般＞

①計画全体に係ることとして「公助」「共助」「互助」「自助」の4つを骨太のコンセプトとして位置付けてはどうか。「ALL福井で取り組む」「公私共働」も冒頭に記載してはどうか。

＜元気高齢者関係＞

②老人クラブ等の高齢者の活動を活性化・長続きさせるためには、年に1回程度で良いので、県単位や市町単位の発表の場や、ロン間の交流の機会があると良い。

③高齢者活動の活性化を図るため、社協、老人クラブ等団体、行政の3者が集まり年間スケジュールを企画するなどして、応援団を作る必要がある。(野坂)

＜生活支援サービス関係＞

④高齢者の運転免許の返上に関連して、「市町ごとに高齢者の交通手段の検討すべき」等を加えてはどうか。

＜介護予防・リハビリ関係＞

⑤後期高齢者になっても元気を維持するために、介護予防事業などに県の各種施設を無料開放するなどを行ってはどうか。また、温泉施設で健康教室を行うなど、予防教室への参加者増を図る施策を充実してはどうか。

⑥介護保険法の改正により要支援対象者の訪問介護・通所介護が総合事業に移行されるが、それぞれの市町単独では対応が難しいことが予測されるため、好事例の情報提供など、市町の円滑な移行を県としても支援することを加えてはどうか。

＜在宅ケア、医療と介護の連携関係＞

⑦地域ケア会議の重要性について加えるべき。また、市町ごとの格差が生まれないう、県からの支援・スーパーバイザーの派遣等を検討してはどうか。地域包括支援センターに対する支援も加える必要がある。

⑧特別養護老人ホームの入所基準の改定に伴い、特養に入所できない、また、改善により退所した要介護1・2の人を、地域の中でどう支援するかといった観点も必要ではないか。

＜高齢者の住まい関係＞

⑨特定施設入居者生活介護、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅のサービスの質の担保の項目を加えてはどうか。

＜介護人材関係＞

⑩訪問看護ステーションは、大規模化・24時間対応を進めているが、夜勤・待機等に対する処遇が不十分である。「夜勤や24時間体制の整備について、特段の配慮をすべき」等の表現を加えてはどうか。